

内閣人第七四号

起案 令和三年六月二十四日

裁可 上奏 決定  
令和 令和 令和

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣總務官

内閣總務官

五

肇

直

内閣總務官

麻生 国務大臣  
武田 国務大臣  
上川 国務大臣  
茂木 国務大臣  
萩生田 国務大臣

田村 国務大臣  
野上 国務大臣  
梶山 国務大臣  
赤羽 国務大臣  
小泉 国務大臣

岸 国務大臣  
井上 国務大臣  
小此木 国務大臣  
加藤 国務大臣  
河野 国務大臣

坂 本 国務大臣  
西 村 国務大臣  
平 井 国務大臣  
平 沢 国務大臣  
丸 川 国務大臣

同 檢 事 略 本 直 美  
山 上 秀 明

検事長に任命する

検事長　堺　徹

同　　榎　原　一　夫

（以上七月十六日予定）

願に依り本官を免ずる

法務省人検第157号

令和3年6月23日

内閣総理大臣殿

法務大臣

(公印省略)

下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、東京高等検察庁検事長堺徹の退官に伴い、その後任に福岡高等検察庁検事長甲斐行夫を、その後任に広島高等検察庁検事長中原亮一を、その後任に最高検察庁公判部長畠本直美を、また大阪高等検察庁検事長榎原一夫の退官に伴い、その後任に高松高等検察庁検事長曾木徹也を、その後任に東京地方検察庁検事正山上秀明をそれぞれ充てようとするものであります。

記

最高検察庁公判部長 検事 畠本直美

東京地方検察庁検事正 検事 山上秀明

検事長に任命する

東京高等検察庁検事長 検事長 堀徹

大阪高等検察庁検事長 検事長 榎原一夫

願に依り本官を免ずる

(令和3年7月16日付け)

1 丁				法務省			
出生地	現住所	本籍	氏名	出生年月日	昭和三七年七月九日	旧氏名	序名
年	月	日	事項	年	月	日	名
六〇	三	中央大学法学部卒業	中央大学法学部卒業	六〇	三	六〇	三
六一	一〇	司法試験第二次試験合格	司法試験第二次試験合格	六一	一〇	六一	一〇
六三	三一	司法修習生を命ずる	司法修習生を命ずる	六三	三一	六三	三一
四	一	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了	四	一	四	一
五	五	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	五	五	五	五
一八	一八	名古屋地方検察庁検事に配置換する	名古屋地方検察庁検事に配置換する	一八	一八	一八	一八
一	一	名古屋地方検察庁豊橋支部勤務を命ずる	名古屋地方検察庁豊橋支部勤務を命ずる	一	一	一	一
一	一	かねて名古屋地方検察庁新城支部勤務を命ずる	かねて名古屋地方検察庁新城支部勤務を命ずる	一	一	一	一
（平成元年法務省令第四四号による）							
名古屋地方検察庁豊橋支部勤務を免ずる							
浦和地方検察庁検事に配置換する							
東京地方検察庁検事に配置換する							



3 丁		法務省		年	月	日	事	項	法務省	本直美
							(国家公務員退職手当法第七条の二第四項)			
平成一九	四	一	一	日本司法支援センター職員（本部事務局次長）に採用する						
一一〇	八	一	一	日本司法支援センター本部総務部サービス推進室長に併任する						
一一一	四	一	一	日本司法支援センター本部総務部サービス推進室長の併任を解除する						
	一	四	一	辞職を承認する						
				退職手当は支給しない						
				(職員退職手当規程第一一条第三項)						
	二	五	一	検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する						
		六	一	法務省人権擁護局総務課長に充てる						
			一	かねて法務総合研究所教官に充てる						
	二四	七	一	法務省刑事局公安課長に充てる						
			一	法務総合研究所教官に充てることを解く						
	二六	八	一	東京地方検察庁検事に配置換する						
		九	一	東京地方検察庁総務部長を命ずる						
			九	東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる						
				立川区検察庁検事に併任する						

## 法務省

年 月 日

事 項

本

直 美

平成二七

一 二三

立川区検察庁上席検察官を命ずる  
 東京地方検察庁総務部長を免ずる  
 高知地方検察庁検事正に配置換する  
 立川区検察庁検事の併任を解除する

法務省

二八 六 一七

最高検察庁検事に配置換する  
 法務省保護局長に充てる

三一 一 一八

最高検察庁監察指導部長を命ずる  
 法務省保護局長に充てることを解く

令和元 七 一六

最高検察庁総務部長を命ずる  
 かねて最高検察庁公文書監理官を命ずる

二五 二 二九

最高検察庁監察指導部長を免ずる  
 かねて最高検察庁公判部長を命ずる

二七 二 二二

最高検察庁公判部長を命ずる  
 最高検察庁総務部長を免ずる  
 最高検察庁公文書監理官を免ずる

II

II

II

II

II

II

1 丁		法務省		本籍		氏名		出生年月日		昭和三五年七月一四日	
								年	月	日	項
								出生地	現住所	事	序
年	月	日	項	名	序	事	事	出生年月日	昭和三五年七月一四日	名	序
五八	三			中央大学法学部卒業							
五九	一〇	三		司法試験第二次試験合格							
六〇	四	一		司法修習生を命ずる							
六一	四	二		司法修習生の修習終了							
六二	四	二		検事二級（横浜地方検察庁検事）に任命する							
六三	三	三		福岡地方検察庁検事に配置換する							
六四	四	二八		福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる							
六五	四	一		東京地方検察庁検事に配置換する							
六六	一	一		総理府事務官（公正取引委員会事務局官房付）に併任する							
六七	一	一		総理府事務官（公正取引委員会事務局官房付）の併任を解除する							
六八	一	一		総理府事務官（公正取引委員会事務局審査部付）に併任する							
六九	一	一		総理府事務官（公正取引委員会事務局審査部付）に併任する							
一四	一	一		総理府事務官（公正取引委員会事務局審査部付）の併任は終了した							
				公正取引委員会							





内閣總理大臣 菅 義 偉 殿

東京高等檢察庁  
檢 事 長

退 官 願

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

大阪高等検察庁  
検 事 長

退 官 願